

一般対象者 有料(設置費用2,000円 器具購入費は区が負担します)

下記の対象者を除く杉並区内に居住または家屋を保有している方

特例対象者 無料(器具購入費+設置費用を区が負担します)

杉並区内に居住し、以下の(1)~(4)いずれかの要件に該当する方

- (1) 65歳以上のみの世帯方
- (2) 「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保険福祉手帳」をお持ちの方がいる世帯
- (3) 「難病患者福祉手当」を受けている方がいる世帯
- (4) 上記に該当しない世帯で地域のたすけあいネットワーク「地域の手」登録者のいる世帯

申請方法

【申請に必要な書類】

- ① 杉並区感震ブレーカー設置支援申請書<第1号様式>
- ② 簡易型感震ブレーカー設置可否判断チェックシート
- ③ 杉並区感震ブレーカー設置支援承諾書<第2号様式>
③は(アパートや借家、公共住宅などの賃貸住宅の場合のみ)家主や住宅管理者などに作成していただく書類です。

※特例対象者の場合は上記の申請書類のほかに、特例対象者であることが確認できる書類(保険証・免許証・障害者手帳など)を提示してください。(窓口での申請は確認のみ行います。郵送での申請はコピーの提出が必要です。)

【申請書入手方法】

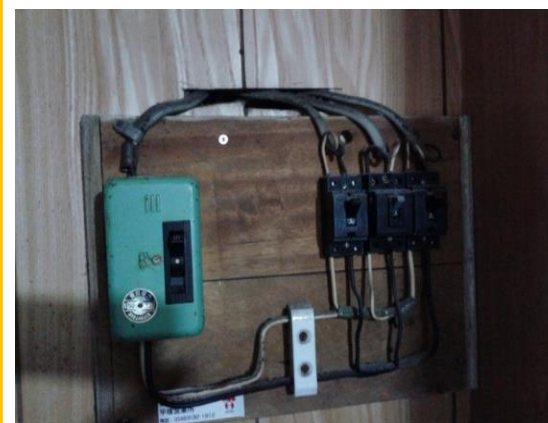
区役所西棟6階防災課窓口、または区ホームページからダウンロードができます。

【申請先】

防災課窓口(区役所西棟6階)へ持参、または下記あて郵送。
杉並区役所防災課 〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1



設置困難例 (設置できない場合があります)



木造型(電線がむき出しのもの)



ロングストローク
(つまみの移動距離が長いもの)



ブレーカー容量が大きいもの



工場型(写真の形状のもの)

ご注意ください!

地震の揺れと同時に家屋内すべての電気供給が遮断されるため、医療機器や防犯、避難用照明及び常時電源が必要となるものは、別途電源をご用意ください。

なお、設置時にも作動確認のため、一時的に家屋内の電源供給が遮断されます。



設置イメージ



設置までの流れ

申請	申請書を防災課に提出してください。 ※申請書等は区ホームページ又は区役所防災課窓口（西棟6階）にあります。
書類審査	書類の内容を審査します。設置支援の要件を満たせば、申請者に郵送で「承認通知書」を送付します。
設置工事	事業者が電話で訪問日の連絡をいたします。 申請者の同意が得られた場合は、訪問日に設置工事を行います。 設置工事日には、必ず申請者等が立ち会ってください。 承認通知書が届いてから、約1か月程度で設置完了いたします。
支払い (一般対象者のみ)	工事の完了を確認後、設置料金 2,000 円（税込）をその場で業者へお支払いください。

施工業者取扱団体窓口 東京土建杉並支部（杉並区小規模建設事業団体連絡会）
杉並区高円寺南3-6-2 電話 03-3313-1445

令和2年度

感震ブレーカー設置支援事業

阪神・淡路大震災や東日本大震災で発生した火災の6割が電気関係に起因する火災でした。そこで、杉並区では、大規模地震時に発生する電気火災を防ぐ為に、感震ブレーカーの設置支援を行っています。

感震ブレーカーって
なんですか



震度5強（設定で震度6弱にもできます）の地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止める器具です。

地震が引き起こす電気火災は
どんな事例がありますか



例えば、地震で家具等が転倒し、電気コードが下敷きや引張で損傷し、停電が復旧した際にコードがショートし、燃えやすい物に着火し火事になる場合があります。

【申請受付期間】

令和2年4月1日（水）から令和3年2月26日（金）まで

※申請は1世帯につき1回のみです。

※器具のみのお渡しはいたしません。

（分電盤が複数ある場合は防災課までお問合せください）

【問い合わせ先】

- ・防災課窓口（区役所西棟6階）へ持参、または郵送
- ・杉並区役所防災課 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
- ・03-3312-2111（代表）